

処理コード
3215 03

新農業者年金 農業者老齢年金裁定請求書

00	(1) 農業者年金被保険者証の記号番号	記号番号										
	(2) 特例付加年金証書の記号番号	5	記号番号									
	(3) 氏名	(フリガナ)										
	(4) 生年月日	2	昭和	年	月	日	(5) 性別	(男) 1 (女) 2				
10 12	(6) 住所	★ 住所の市区町村符号 (フリガナ)										
		郵便番号										
00	(7) 請求年月日 (JA受付年月日)	4	令和	年	月	日	(8) 1 65歳未満での支給繰上げの請求である。 2 65歳以上での支給の請求である。					
20	(9) 年金の振込を希望する金融機関	① 公金受取口座を利用する <input type="checkbox"/>		公金受取口座を利用する場合は、「個人番号登録書」、「本人確認書類(写)貼付台紙」及び「この請求書の写し」を基金に郵送してください。								
		② 振込口座を指定する <input type="checkbox"/>		振込口座を指定する場合は、以下の口座番号及び金融機関名を記入してください。								
		口座番号	1	※ 金融機関共同コード				口座番号				③ 口座番号等確認欄 (どちらかにチェックを受けてください)
(①又は②のいずれかにチェックしてください)		金融機関名	(フリガナ)				・本所・本店・出張所 ・支所・支店・店				ご自身が通帳等の写しを添付しました <input type="checkbox"/> 金融機関担当者において確認しました <input type="checkbox"/>	
00	x 基金記入欄	A 申告書表示	区分	O	配偶	扶養	O					
30		B	C					D	E			

(注) 郵便局での振込を希望する場合は、金融機関名欄に「ゆうちょ銀行」と「振込用の店舗番号(3桁の数字)」を記入し、口座番号欄には「振込用の口座番号」を記入してください。

(10) 新農業者老齢年金を請求する場合は、必ず下欄「注意事項」をご確認の上、「確認書」にご自身でチェックしてください。

新農業者老齢年金の請求をする方への注意事項

- 新農業者老齢年金の年金額は、裁定請求書を最初にJAが受け付けた日の属する月の末日における年金原資の額をその時の年齢に応じた年金現価率で除した額となり、請求のあった日の属する月の翌月分から支給されます。このため、請求日によって年金原資の額と年金現価率が異なり、年金額に差が生じることがあります(誕生日の前日から誕生日の末日まで(1日が誕生日の方は前月の末日)に請求を行えば、誕生日後の年齢に対応した年金額で12ヶ月分を受給できます。)
- 年金を将来にわたり確実に支払うために、裁定後は貴方の年金原資を全額債券運用とするなど運用方法を変更します。このため、一度裁定された年金については、どのような事情があっても裁定をやり直すことはできません。

新農業者老齢年金の請求をする場合の確認書

私は、上記の「新農業者老齢年金の請求をする方への注意事項」について承知の上、新農業者老齢年金の支給を請求します。

(請求者ご自身で必ずチェック☑してください。)

※JA記入欄

(9)欄において、「公金受取口座を利用する」が選択されている場合は、手続等の説明を行った

農林漁業団体統一コード			
種別	都道府県	団体コード	支所コード

TEL - -

※受付印

★農業委員会記入・確認欄

農業委員会の住所地符号	
都道府県	市区町村コード

TEL - -

★受付印

x 基金記入欄

x 受付印